

北警協第190号
令和6年8月2日

各 位

(一社) 北海道警備業協会
会 長 長 尾 昭

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令」及び「警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則」の公布に伴う通達の発出について（お知らせ）

酷暑の候、各位にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、当協会の運営各般につきまして、ご支援ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、令和6年7月1日付け北警協第141号により、標記関係法令等の一部改正についてお知らせしたしましたが、この度、警察庁より標記に伴う各種通達が発出されました。

発出された通達は、紙面の都合上添付いたしませんので、警察庁のホームページからダウンロードし、内容をご確認のうえ適切な運用に配慮していただきますようお願い申し上げます。

記

1 発出日

令和6年6月27日

2 警察庁ホームページ

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/seian.html#seiki>

※ 「警察庁の施策を示す通達（生活安全局）警察庁 web サイト」でも検索可能

3 通達の内容等

(1) 警備業法等の解釈運用基準について（通達）

（令和6年6月27日付け警察庁丙生企発第240号）

(2) 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の運用について（通達）

（令和6年6月27日付け警察庁丁生企発第364号）

(3) 現任指導教育責任者講習の運用について（通達）

（令和6年6月27日付け警察庁丁生企発第365号）

(4) 警備員等の検定の運用について（通達）

(令和6年6月27日付け警察庁丁生企発第366号)

(5) 登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準に関する細目的な解釈運用基準
について(通達) (令和6年6月27日付け警察庁丁生企発第367号)

(6) 道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行
に関する留意事項等について(通達)

(令和6年6月27日付け警察庁丁生企発第373号)

事務局

指導教育第1部長 黒田

011-242-8800